

再犯防止に向けた取組等について

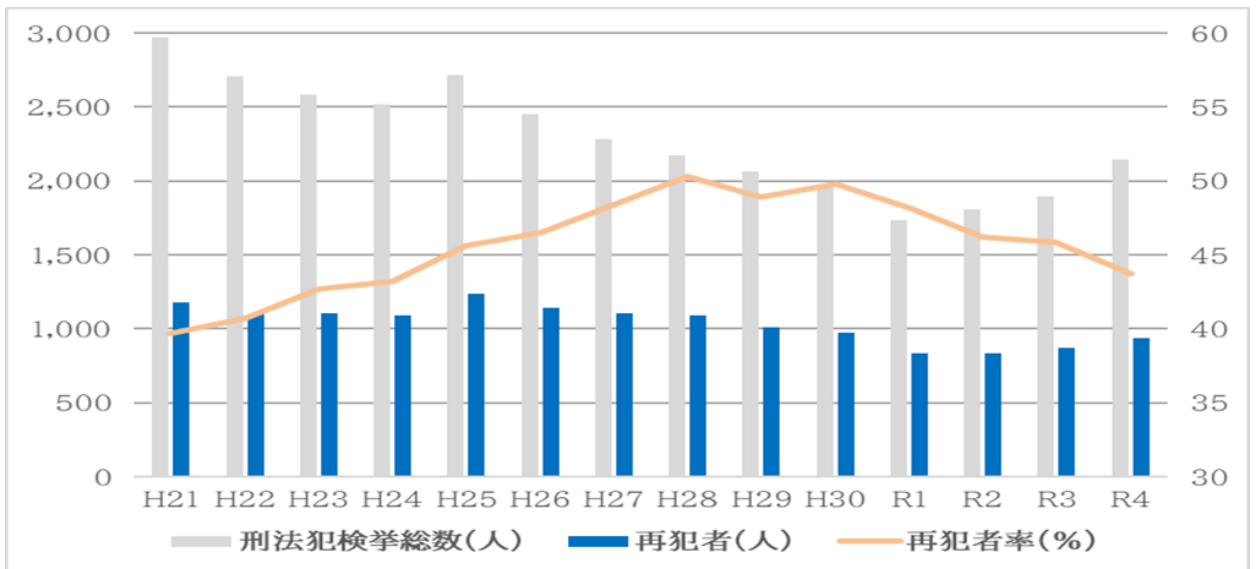
資料 4

1. 再犯防止の現状

滋賀県の状況として、令和4年における刑法犯検挙総数(2,146人)に占める再犯者数(938人)の割合は43.7%である。

再犯者率については、平成30年以降右肩下がりであるものの、再犯者数は、令和3年より増加傾向に転じており、刑法犯検挙総数の約半数が再犯者である。

年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯検挙総数(人)	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893	2,146
再犯者(人)	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834	868	938
再犯者率(%)	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9	43.7



再犯者を罪種別に見ると最も多いものは、「窃盗犯」が、全体の半数以上を占めている。

次に多いものは「粗暴犯」で、全体の約2割となっており、過去3年間においても同様の傾向である。

特に女性の再犯罪種別における窃盗犯の割合については高く、令和4年度においては142人中115人であり、約8割となっている。

【検挙人員罪種別割合(%)】

罪種別 検挙人員(少年を除く)	令和2年				令和3年				令和4年			
	総数		再犯者		総数		再犯者		総数		再犯者	
	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	
刑法犯総数	1,566	351	744	135	1,665	368	777	157	1,891	424	843	142
うち)凶悪犯	2%	1%	3%	1%	2%	2%	2%	1%	2%	1%	2%	1%
うち)粗暴犯	19%	9%	18%	7%	20%	7%	19%	4%	25%	15%	23%	9%
うち)窃盗犯	58%	74%	62%	81%	54%	72%	59%	80%	49%	67%	55%	81%
うち)知能犯	7%	6%	6%	5%	11%	10%	8%	6%	12%	11%	9%	5%
うち)風俗犯	2%	1%	2%	0%	3%	0%	2%	0%	3%	0%	2%	1%

【罪種別検挙人員(人)】

罪種別 検挙人員(少年を除く)	令和2年				令和3年				令和4年			
	総数		再犯者		総数		再犯者		総数		再犯者	
	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	
刑法犯総数	1,566	351	744	135	1,665	368	777	157	1,891	424	843	142
うち)凶悪犯	33	3	19	1	32	6	18	2	32	5	15	1
うち)粗暴犯	298	33	136	9	333	25	148	6	480	63	196	13
うち)窃盗犯	909	260	458	110	891	266	456	125	923	285	466	115
うち)知能犯	108	22	44	7	178	35	62	9	222	46	77	7
うち)風俗犯	34	2	13	0	49	1	15	0	60	2	19	1

(法務省大阪矯正管区提供)

※注1「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するもの。

※注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

2. 本県の取組状況

(1)再犯防止推進計画の策定

①計画の趣旨

- ・検挙される約半数が再犯者。
- ・背景には様々な生きづらさを抱えている人が多く、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいる。
- ・国、地方公共団体と民間協力者が一丸となった「息の長い」支援を行い、県民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現を図る。

②計画の期間

- ・平成 31 年度から令和5年度(5年間)

③計画に係る指標

- ・支援対象者の2年後の地域生活定着率 90%以上

令和4年度 100% 令和3年度 92.6% 令和2年度 95.3% 令和元年度 91.2%

④(仮称)第二次滋賀県再犯防止推進計画(令和6年度～令和10年度)の検討

- ・滋賀県社会福祉審議会再犯防止推進計画専門検討分科会の開催(計3回)
- ・国の第二次再犯防止推進計画で都道府県に求められている、地域のネットワークの構築や広域の就労・住居の確保支援などを踏まえ検討を行っている。

(2)保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援

- ①滋賀県地域生活定着支援センター事業(H21～)
- ②再犯防止地域支援員設置事業(H30～)
- ③事業所等相談アドバイス事業(H30～)



(更生保護事業関係者顕彰式典)

(3)県と更生保護協力組織との連携強化

- ・県独自の顕彰制度(知事感謝状)(R3～)
- ・県民向けフォーラム開催(R3～)
- ・保護観察期間終了者への見守り支援(R4～)
- ・記念講演(犬上地区更生保護女性連盟 70 周年記念行事)



(犬上地区更生保護女性連盟 70 周年記念行事)

(4)協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進

- ・入札参加資格審査の優遇制度の拡充(R4～)
- 間接雇用についても加対象とする。

(5)更生保護に関する啓発活動

法務省、保護観察所と連携した啓発の実施

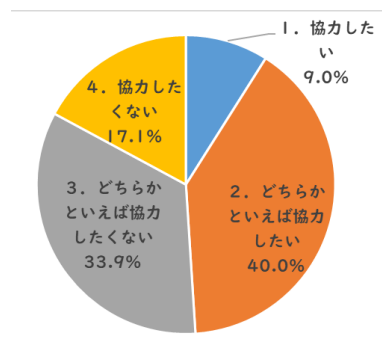
- ・社会を明るくする運動
～総理大臣メッセージ伝達式～
- ・滋賀県再犯防止推進会議を開催(H30～)
(刑事司法機関、民間団体など)



(第 73 回社会を明るくする運動)

「再犯防止推進について」県政モニターアンケートを実施(R5)

Q.あなたは、犯罪をした者の立ち直り支援に協力したいと思いますか。(n=245)



(6)令和元年5月、山下法務大臣(当時)との「再犯防止「三方よし」宣言」

- ①再犯防止に協力する民間の方々が活動しやすいよう、より一層支援していく「支え手よし」
- ②罪を償って立ち直ろうとする人が、繰り返し犯罪に手を染めることがないようにより一層支援する「受け手よし」
- ③職種・多分野による地域の支援ネットワークの構築により、地域の皆様が安心して暮らすことのできる社会の実現に努める「地域よし」



(『再犯防止「三方よし」宣言』署名式)



(7)国への提案・要望等

- ・犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導
- ・地方公共団体の再犯防止の取組への必要な財政支援の継続

